

○ 地域医療介護総合確保基金 造成内容

基金の名称	長崎県地域医療介護総合確保基金	
基金設置法人名	長崎県	
基金の額	令和6年度基金造成額	1, 8 6 5, 9 7 4 千円
		【内訳】
		医療分：1, 0 9 3, 4 2 9 千円
		介護分：7 7 2, 5 4 5 千円
	基金残額（令和7年3月末時点）	6, 6 3 7, 4 9 6 千円
国費相当額	令和6年度基金造成額	1, 3 5 1, 5 2 1 千円
		【内訳】
		医療分：8 3 6, 4 9 1 千円
		介護分：5 1 5, 0 3 0 千円
	基金残額（令和7年3月末時点）	4, 5 3 2, 5 3 7 千円
基金事業の概要	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 3. 介護施設等の整備に関する事業 4. 医療従事者の確保に関する事業 5. 介護従事者の確保に関する事業 6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
基金事業を終了する時期	地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。	
基金事業の目標	医療介護総合確保促進法に基づく長崎県計画に記載のとおり。	
基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	各事業所管課において、補助要綱等に基づき、申請手続き等を実施。	